

## 韓国はえ縄漁船の拿捕について

平成 28 年 2 月 20 日水産庁漁業取締船が、韓国はえ縄漁船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反（操業日誌不実記載）の疑いで拿捕しました。

なお、本年の境港漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 1 件目（韓国漁船 1 件）です。

### 1. 事件の概要

2 月 20 日、水産庁漁業取締船「照洋丸(しょうようまる)」(2,183 トン)は、山口県萩市見島字津崎 618 番地の 8 番所在見島北灯台の北西約 77 キロメートルの我が国排他的経済水域において、我が国農林水産大臣の許可を受けて操業していた韓国はえ縄漁船に立入検査を実施したところ、2 月 17 日から 2 月 19 日までの間に我が国排他的経済水域で操業し漁獲したカレイの漁獲量を操業日誌に 95 キログラム過小に記載(実際の漁獲量: 983 キログラム、操業日誌の記載量: 888 キログラム)していたことが判明しました。

このため、「照洋丸(しょうようまる)」は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(操業日誌不実記載)の疑いで 2 月 20 日同船を拿捕(※)しました。本件には、水産庁漁業取締船「天神(てんじん)」が拿捕の支援にあたりました。

本年の境港漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 1 件目(韓国漁船 1 件)です。

1. 被疑者: キム ジョンテ船長(56 歳)

2. 被疑船: クアンチョン

(はえ縄漁船、総トン数: 29 トン、被疑者含む 6 名乗船、船籍港: 釜山(プサン)市)

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反(操業日誌不実記載)の疑い

4. 逮捕状況

2 月 20 日午後 0 時 54 分、同船船長を現行犯逮捕

5. 漁業取締船

照洋丸(しょうようまる)(2,183 トン、船長: 曾根光司)

拿捕支援 天神(てんじん)(499 トン)

※拿捕とは、船舶を押収し、又は、船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

## 2. 水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移（参考）

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
平成 28 年	1(1)	0	0	0	0	1(1)
平成 27 年	6	3	0	3	0	12
平成 26 年	7	5	0	2	0	14
平成 25 年	9(2)	6	0	4	0	19(2)
平成 24 年	5(1)	2(1)	0	4	0	11(2)
平成 23 年	11(5)	0	0	1	0	12(5)
平成 22 年	13	1	0	5	0	19
平成 21 年	12	3(2)	0	2	0	17(2)
平成 20 年	18(1)	2(1)	0	0	0	20(2)
平成 19 年	11(3)	1	0	1	0	13(3)
平成 18 年	8	1	0	1	0	10

(注 1) ( )内は、境港漁業調整事務所による拿捕件数の内数

(注 2) 平成 28 年は 1 月 1 日から 2 月 20 日までの件数

### <添付資料>

- ・ 別添 1 韓国はえ縄漁船「クアンチョン」拿捕位置概略図
- ・ 別添 2 韓国はえ縄漁船「クアンチョン」写真

#### お問い合わせ先

境港漁業調整事務所漁業監督課

担当者:南、山本

代表:0859-44-3681

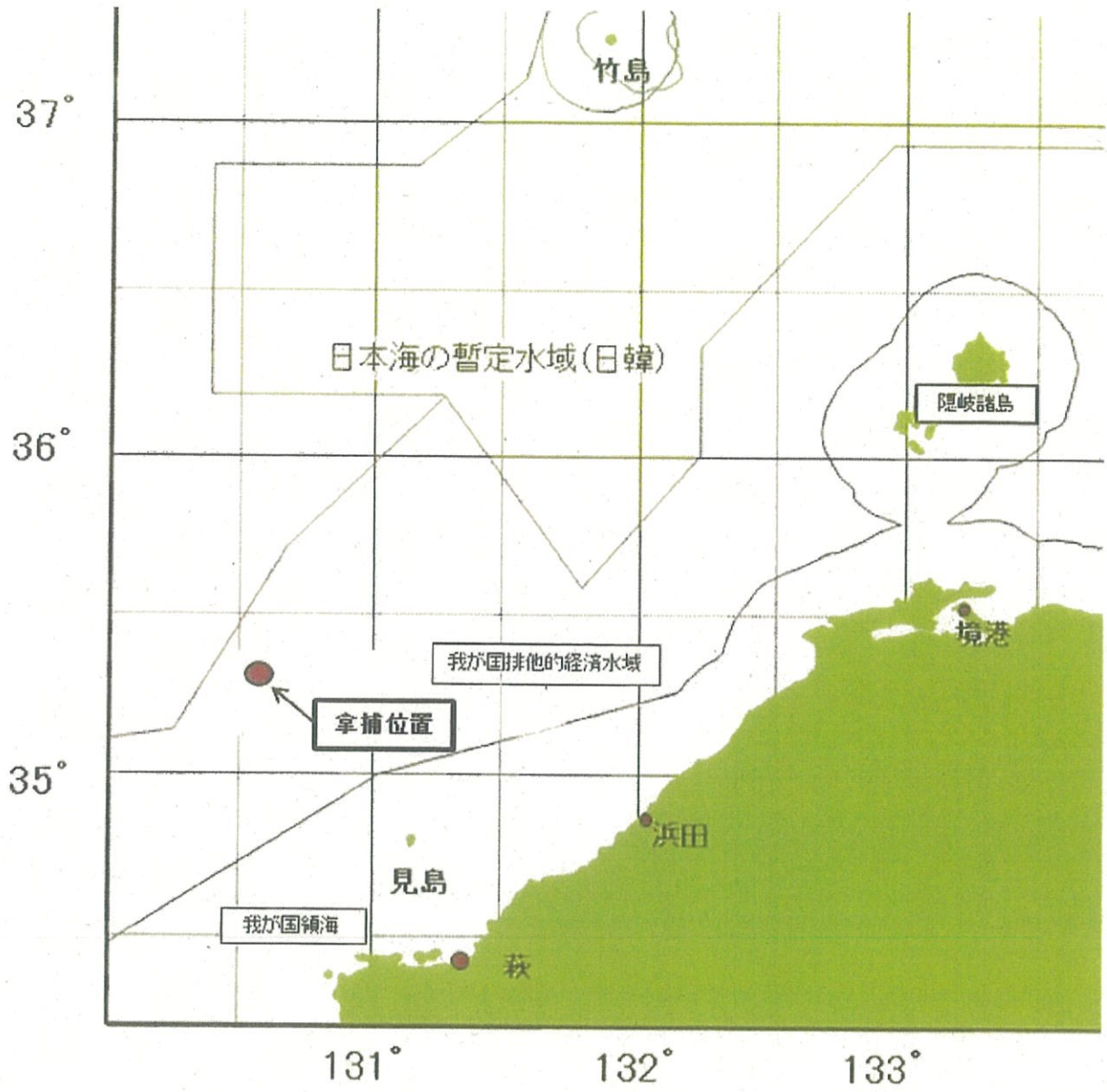
直通:0859-44-3682

FAX:0859-44-3683

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/press/>

韓国はえ縄漁船「クアンチョン」拿捕位置概略図



韓国はえ縄漁船「クァンチョン」写真

